

CO₂削減相殺制度（ひょうごカーボン・オフセット）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、温室効果ガス排出量の伸び率が大きい民生部門における排出量の削減に向け、県内集客施設における「CO₂削減相殺制度（ひょうごカーボン・オフセット）」（以下「ひょうごカーボン・オフセット」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ひょうごカーボン・オフセット

県内集客施設におけるイベント・行事の開催及び施設利用に伴う温室効果ガス排出量を把握し、その削減に努めるとともに、削減しきれない量の全部又は一部について、県内における他の場所でのCO₂削減プロジェクトに投資を行うことで埋め合わせる（相殺する）ことをいう。

(2) イベント・行事

期間を設定し、不特定多数の県民を参集し開催するものをいう。

(3) 大規模イベント・行事

次の要件を全て満たすイベント・行事をいう。

ア 一日あたりの参加者見込が1,000人以上

イ 行事の開催に必要な一日あたりのエネルギー使用量が電力換算で1,000kWh以上

ウ 参加が有料

(4) CO₂削減プロジェクト

県民発電所（太陽光、風力）の建設や森林保全活動（植林、間伐等）の実施等、CO₂削減に貢献するプロジェクトをいう。

（施設管理者による要請）

第3条 県内集客施設の管理者は、当該施設において大規模イベント・行事が開催される場合、ひょうごカーボン・オフセットを実施するよう主催者に要請するとともに、実施にあたり主催者に協力するものとする。

（ひょうごカーボン・オフセットの実施）

第4条 大規模イベント・行事の主催者は、ひょうごカーボン・オフセットの実施に努めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、県は、イベント・行事を主催する際、ひょうごカーボン・オフセットを実施しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 主催者は、入場料金等に上乗せするか、又は募金を呼びかけることにより、参加者にオフセット代金の負担を求めることができる。

第5条 県内集客施設のうち県立施設の管理者（以下「県立施設管理者」という。）は、当該施設利用に伴う年間の温室効果ガス排出量について、施設利用者にオフセット代金のための募金を呼びかけるため、施設内に募金箱を常時設置し、ひょうごカーボン・オフセットを実施しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(CO₂削減プロジェクトへの投資)

第6条 主催者及び県立施設管理者は、オフセット代金を財団法人ひょうご環境創造協会(以下「協会」という。)が運営するひょうごグリーンエネルギー基金(以下「基金」という。)に寄附し、協会は基金を活用し、CO₂削減プロジェクトに投資を行うものとする。

2 協会は、CO₂削減プロジェクトの結果(CO₂削減量等)について、ウェブサイト等で公表するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ひょうごカーボン・オフセットの実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成21年6月17日から施行する。

2 「県内集客施設の大規模行事におけるカーボン・オフセットの実施に関する要綱(平成21年2月9日制定)」は廃止する。

3 この要綱に基づく実施結果を踏まえ、適宜検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年12月16日から施行する。